

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：島 大貴 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

航空機燃料税の軽減措置が 3年間延長へ!

平成29年度税制改正に関する政策要望の実現に向けて

平成29年度税制改正に関わる政策要望の実現のため、航空連合として民進党、国土交通省、財務省などへ精力的に働きかけを行ったこともあり、政府で決定された平成29年度税制改正大綱に、航空連合の要望が概ね反映されました。

特に最大の懸案事項であった航空機燃料税については、航空会社のコスト低減を通じて地方航空ネットワークの維持・強化を図り、訪日外国人の地方誘客を促進することを目的にこれまでの軽減措置(¥26,000/kl ⇒ ¥18,000/kl)の適用期限をさらに3年間延長することが明記されました。あわせて、地球温暖化対策税に関する還付措置についても3年間の延長が明記されました。また、航空連合として導入に反対している国際連帯税については記述されませんでした。今後は国会審議を経て、適用される見通しです。



航空機燃料税

- 航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する。
- 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、適用対象となる路線の範囲に福岡空港と屋久島又は奄美大島との間の路線を加えた上、その適用期限を3年延長する。

地球温暖化対策税

- 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。

今回反映された内容

[illegible]

実現に向けた要請

(左) 8月4日
平垣内久隆航空局次長への要請
(右) 11月25日
佐藤慎一財務事務次官への要請



航空連合

は、航空関連産業で働く仲間・労働組合が大同団結し、産業の魅力の向上や基盤の強化に向けて1999年10月に結成された、航空労働界を代表する最大の産業別労働組合です。52の企業別組合の37,859人（うち客室乗務員1万人）で構成され、ナショナルセンター「連合」に加盟しています。

航空機燃料税の 軽減措置延長までの取り組み

航空機燃料税は、空港の整備拡張や航空機の騒音対策、保安施設や管制施設の拡充による航空輸送の安全確保などの緊急性に鑑み、その財源調達を目的に昭和47年に設けられました。当初¥ 13,000/kℓであった税率は、昭和54年からは全国の空港建設が加速することに伴い、¥26,000/kℓに引き上げられました。

航空連合は、結成当初から本邦航空会社と外国航空会社との公平な競争環境の整備(イコールフットィング)の観点から、航空機燃料税を含めた公租公課の見直しが必要であると主張してきました。

今回の延長により、平成31年度末まで現行水準による軽減措置が適用されますが、航空連合は、「航空機燃料税は空港整備が概成したと言えるなか、その役割をすでに終えており、空港経営改革の進捗にあわせて、中期的には段階的に引き下げ、最終的に廃止すべき」という考えに基づき、引き続き取り組んでいきます。

民主党(現民進党)政権時代の平成23年度から3年間、本格的な大競争時代の到来を見据えた本邦航空会社の国際競争力の強化の観点から、「集中改革期間」における緊急支援方策として、1/3の軽減措置が実現しました。

平成26年度からは、さらに3年間、競争激化に伴う本邦航空会社のさらなる事業の効率化の必要性から大幅に縮小された国内航空ネットワークの回復を目的に、軽減措置が延長されました。



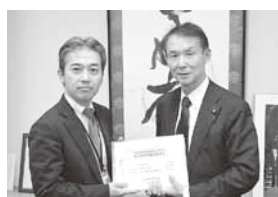
平成28年度末に軽減措置の適用期限を迎えることから、航空連合は平成29年度税制改正大綱に軽減措置の延長を反映するべく、行政や民進党などに要請行動を行いました。



民進党航空政策議員フォーラム
10月5日



民進党国土交通部門会議 10月20日



民進党税制調査会 11月16日
○岸本 周平 税制調査会事務局長

8月4日

国土交通省航空局へ要請

航空機燃料税は航空局予算の歳入の前提となるため、早い段階で要請を行いました。

10月5日

民進党航空政策議員フォーラムを開催

平成29年度税制改正に関する航空連合の要請内容を確認しました。

10月20日

財務省 主計局・主税局へ要請

多くのフォーラム議員同行のもと、要請を行いました。

10月21日

民進党国土交通部門会議へ要請

11月16日

民進党税制調査会へ要請

民進党への要請を通じ、民進党として政府に提出する税制要請項目に航空連合の要望を盛り込むことができました。

11月25日

財務省へ再要請

調整の最終局面で、財務省の官僚で最上位の役職である財務事務次官に直接要請を行いました。



財務省主税局
○星野 次彦 主税局長 10月5日



財務省主計局
○栗谷 栄治 主計局次長 10月5日



民進党団体交流委員会
○羽田 雄一郎 団体交流委員長 10月21日

2017春季生活闘争方針決まる!

連合は、11月25日に第74回中央委員会を開催し、「2017春季生活闘争方針」を機関決定しました。「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「ディーセント・ワークの実現」をめざし、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」に取り組めます。

神津会長挨拶

連合 第74回中央委員会

- 少子高齢化と労働力人口の減少による人手不足が顕在化している。また、技術革新などのイノベーションの進展が、職場や企業、産業に変革を迫っている。こうした中、明日への希望を確かなものとするために、いかにして「働くこと」の価値を高め、一人ひとりの生活の維持・向上をはかるべきか。そして、誰もが多様なニーズに応じて働き方を選ぶことができ、その働きに応じて適正な処遇がなされ、職場でも家庭でも地域でも活躍することができる「包摂的な社会」の構築をいかに実現していくかが問われている。
- 2016闘争の流れを持続させ、さらに広げていくことが極めて重要であり、めざすべき水準への到達に向けて、まずは労働の対価である賃金が社会的に適正な水準であるか否かを確認することから始めなければならない。
- 労働時間問題は働く者の命にかかわる問題である。社会に向けた運動と職場における運動に「ヨコのひろがり・タテの深掘り」を持たせ、「働き方」「働かせ方」の問題を広く世の中に訴えるとともに、個別労使・産別労使が労働時間管理のブラッシュアップをはかり、労働時間の上限規制とインターバル規制の導入にかかわる法改正に向けて、いっそう世論を盛り上げていく。
- 2017春季生活闘争は、わが国経済社会の分水嶺。この間に作り出してきた流れを継続し、さらに広がりを持たせていかなければ、わが国は再びデフレの深い闇に舞い戻り、それが固定化しかねない。世界の状況も含め、取り巻く情勢に不透明感が漂っていることは事実。しかし、こんな時だからこそ、組織された私たちが、経済の自律的成長、社会の持続性を確かなものとする原動力として、社会の期待に応えていかなければならない。



連合 2017 春季生活闘争方針 (要旨)

- これまで3年連続して賃金の引き上げを獲得したものの、個人消費をけん引するまでの水準には至っておらず、引き続き月例賃金にこだわる取り組みを進めなければ、デフレ状況に再度落ち込みかねない。また、格差の是正も不十分である。したがって2017春季生活闘争においても月例賃金引き上げの流れを継続させる必要がある。
- 名目賃金の到達目標の実現やミニマム基準の確保に取り組み、そのうえで賃上げ要求水準はそれぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から2%程度を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め4%程度とする。
- 一時金については、月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め水準の向上・確保をはかることとする。
- 非正規労働者については、雇用安定化など総合的な労働条件改善に取り組むとともに、賃金(時給)については「誰もが時給1,000円」の実現をめざす。
- 春季生活闘争が持つ日本全体の賃金決定メカニズムを活かしつつ、とりわけ中小企業で働く仲間や、非正規労働者の処遇改善に向け、より主体的な闘争を進め、大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動を前進させる
- 働く者一人ひとりの多様な価値観に対応する働き方の実現と生産性の向上を同時に実現すること、すべての働く者がディーセント・ワーク(人間らしい働きがいのある仕事)に就け、その仕事に応じた適正な処遇を確保することが求められる。改めて「人への投資」を求めるとともに、働き方と処遇のあり方の見直しを進め、労使協議を通じてその必要性を確認する。
- 健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、日本の社会構造を踏まえ、「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフ・バランス社会の実現をめざす。とりわけ喫緊の課題である総実労働時間縮減に向けて、労働時間管理の徹底、年次有給休暇の取得促進に取り組む。

東京・大阪にて開催

ユニオンリーダーズカレッジを開催!

11月6日～7日に大阪・ホテルコスモスクエア国際交流センター、11月13日～14日に東京・晴海グランドホテルにて、「第18期リーダーズカレッジ」を合宿形式で開催し、加盟組合の新任役員を中心に、両会場合わせて75名が参加しました。

「労働法の基礎」や「労働組合役員としての心構え」、「労働組合として必要な財務諸表の見方」など、今後の組合役員としての活動に役立つ充実した講義を受講するとともに、企業グループ、職種を越えた参加者同士の交流を深めることもでき、大変有意義な2日間の研修となりました。

プログラム内容(2日間)

講義Ⅰ 航空連合の組織概要・活動内容について

講師：航空連合副事務局長 行徳 健太

講義Ⅱ 労働法セミナー「組合役員として労働法の基礎を学ぶ」

講師：成蹊大学法学部教授 原 昌登 氏

講義Ⅲ 「BEST主義のリーダーシップ開発」

労働組合の意義と機能(元気が出るワークショップ)

講師：j.union株式会社 顧問 野田 昌秀 氏

講義Ⅳ 組合役員として知っておきたい財務諸表の見方

講師：j.union株式会社 顧問 野田 昌秀 氏

講義終了後、参加者同士の交流会

産業別組合としての役割、活動内容について理解を深めました。

使用者と対等な立場に立つための法的なバックグラウンド、法的なサポートについて理解を深めました。

グループディスカッションを通じて、組合の機能や組合役員としての心構え・求められる役割などについて、学びました。

経営状況を分析・把握することも組合役員に求められますが、今回は主に財務三表の相關などについて学びました。

参加者アンケート(抜粋)

- とても参考になりました。自分の知識がさらに深まりました。
- 充実した内容だった。今後の組合員とのコミュニケーションに役立てていきたい。
- 普段接することのできない他職種の組合役員と交流ができ、とても有意義なセミナーでした。



ニュース・航空連合へのご意見は
E-mailでお受けしています。

アドレス avinet00@jfaiu.gr.jp

ホームページ <http://www.jfaiu.gr.jp>



Facebookを
はじめました!

facebook.com/jfaiu

